

介護給付費等に係る支給決定事務等について
(事務処理要領)

最終改正 平成 25 年 4 月 1 日

目 次

第 1 支給決定等の実施主体	3
I 基本的な取扱い	3
II 居住地特例	3
第 2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務	5
I 支給決定及び地域相談支援給付決定の概要	5
II 支給申請	29
III 障害程度区分	33
IV 市町村審査会	37
V 障害程度区分の認定	48
VI 障害児に係る支給決定の方法	52
VII 支給決定及び地域相談支援給付決定	55
VIII 利用者負担上限月額認定	92
IX 受給者証の交付	94
第 3 計画相談支援給付費の支給事務	111
I 計画相談支援の内容	111
II 計画相談支援給付費の対象者	115
III 計画相談支援給付費の支給期間とモニタリング期間の取扱い	115
IV 事務の流れ	117
第 4 特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費その他の給付	123
I 特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費等	123
II 災害等による特例給付	126
III 高額障害福祉サービス等給付費	127
IV 特定障害者特別給付費	132
V 特例特定障害者特別給付費	135

第5	支給量の管理	137
I	支給量管理の考え方	137
II	短期入所の支給量管理	140
III	契約内容報告書	142
IV	支給管理台帳	144
第6	利用者負担の上限額管理事務	147
I	利用者負担上限額管理事務の概要	147
II	利用者負担額一覧表	154
III	利用者負担上限額管理結果票	157
第7	介護給付費・訓練等給付費等の請求及び支払	161
I	介護給付費・訓練等給付費等の請求事務の概要	161
II	介護給付費・訓練等給付費等請求書(様式第一)	164
III	介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)	166
IV	介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三)	174
V	特例介護給付費・特例訓練等給付費等請求書(様式第九)	176
VI	特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書(様式第六)	178
VII	地域相談支援給付費明細書(様式第五)	179
VIII	計画相談支援給付費請求書(様式第四)	180
IX	サービス実績記録票	182
X	介護給付費・訓練等給付費等の支払	200
第8	療養介護医療費の請求及び支払	202
第9	転出・転入時の事務	206
第10	審査請求	210

【引用法令名の略記方法】

法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律

令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令

則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則

第1 支給決定等の実施主体

I 基本的な取扱い（法第19条第2項、法第51条の5第2項、第52条第2項、第76条第4項）

法における自立支援給付（障害福祉サービスに係る介護給付費等、地域相談支援給付費等、自立支援医療費等及び補装具費）の支給決定、地域相談支援給付決定、支給認定又は認定（以下「支給決定等」という。）は、原則として、申請者である障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村（居住地を有しない又は不明の場合は、現在地の市町村）が行う。ただし、自立支援医療のうち、現行の精神通院公費及び育成医療については、障害者又は障害児の保護者の居住地又は現在地の都道府県とする。（精神通院公費の申請先市町村については、現行の扱いを踏襲する）。この支給決定等を行う市町村が、自立支援給付の実施主体となり、費用の支弁を行うこととなる（居住地原則）。

なお、地域生活支援事業については、いわゆる個別給付ではないことから、法令上もこうした規定は設けられておらず、それぞれの事業の趣旨、内容、実施方法等を踏まえて、事業の実施主体である市町村又は都道府県が判断する。

II 居住地特例（法第19条第3項及び第4項、第51条の5第2項、第52条第2項、第76条第4項）

1 居住地特例の考え方

施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体とする（居住地特例）。居住地特例の対象となると、対象となる施設だけでなく、当該者が利用する通所サービスや補装具費等についても、入所等する前の居住地市町村が実施主体となる。

対象となる施設等に継続して入所又は入居する間（他の対象施設等に移る場合を含む。）は、居住地特例は継続し、最初に施設等に入所等する前の居住地市町村が引き続き実施主体となる。

※ 応能負担による扶養義務者の費用負担を廃止し、施設入所者については出身世帯と別に世帯を営んでいることを前提とした利用者負担の仕組みとすること等も踏まえ、従前の運用のように、入所等の前に属していた世帯が他市町村に転出した場合に、当該世帯の転出に伴い実施市町村を変更するとの取扱いをしないこととしている。

2 居住地特例の対象となる施設等の範囲

(1) 法律上の取扱い（法第19条第3項・第4項、第51条の5第2項、附則第18条第1項・第2項）

法律上、以下の施設等が居住地特例の対象となる。

- ① 障害者支援施設
- ② のぞみの園
- ③ 児童福祉施設（法第5条第1項の厚生労働省令で定める施設）
- ④ 療養介護を行う病院（法第5条第6項の厚生労働省令で定める施設）
- ⑤ 生活保護法第30条第1項ただし書の施設
- ⑥ 共同生活援助又は共同生活介護を行う共同生活住居（当分の間の経過措置）

地域相談支援給付決定については、居住地特例の取扱いが準用されることに留意すること。

なお、平成24年4月1日時点において、障害者となる以前（18歳になる以前）から、措置又は契約により、児童福祉施設に入所しており、引き続き特定施設（①から⑤までの施設）に入所する者の実施主体は、当該者が18歳になる前日（障害児であったとき）に当該障害児の保護者が居住地を有した市町村とする（障害者として児童福祉施設に入所し、引き続き特定施設に入所する者の実施主体は、施設に入所する前日に、当該障害者が居住地を有した市町村とする。）。

（2）運用上の取扱い

（1）に加え、従前から運用上居住地特例を行っている以下の施設等についても、運用上引き続き、福祉ホーム等への入居前に居住地を有した市町村（継続して二以上の（1）及び（2）に掲げる施設等に入所等している者については、最初に入所等した施設等への入所等の前に居住地を有した市町村）を実施主体（介護給付費等、地域相談支援給付費等、自立支援医療（旧更生医療）、補装具）とする。

- ① 福祉ホーム
- ② 宿泊型自立訓練
- ③ 精神障害者退院支援施設

精神科病院、精神障害者社会復帰施設を退院、退所して居住地特例対象施設に入所又は入居する者については、従前の運用も踏まえ、精神科病院等の入院・入所前に居住地を有した市町村を実施主体（介護給付費等、自立支援医療（旧更生医療）、補装具）とする。

3 他法における住所地等特例の取扱い

上記整理に合わせて、国民健康保険法の住所地特例（国民健康保険法第116条の2）及び生活保護法の保護の実施機関の特例（生活保護法第84条の3）についても、2（1）に掲げる施設が住所地特例等の対象施設として位置付けられている。

第2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務

I 支給決定及び地域相談支援給付決定の概要

1 支給決定及び地域相談支援給付決定の性質

支給決定及び地域相談支援給付決定は、障害者又は障害児の保護者から申請された種類の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用について公費（介護給付費等及び地域相談支援給付費等）で助成することの可否を判断するものであり、特定の事業者又は施設からサービス提供を受けるべき旨を決定するものではない。

2 対象となる障害者等

法における障害者及び障害児とは、次に掲げるとおり、いわゆる身体障害、知的障害又は精神障害の3障害に加え、難病患者等に該当する者をいう。各障害者又は障害児の具体的な定義は各障害者福祉法の定めるところによるが、身体障害者を除き、支給決定又は地域相談支援給付決定を行うに際し、障害者手帳を有することは必須要件ではない。

ただし、各種援助措置を受けやすくする観点から、できる限り障害者手帳の取得を勧奨することが望ましい。（障害児の場合、保護者等の障害受容が不十分な場合があることから、一律に勧奨することがないよう配慮が必要である。）

(1) 障害者（法第4条第1項）

ア 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

イ 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法にいう発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者

なお、高次脳機能障害については、器質性精神障害として精神障害に分類されるものであり、(3)により精神障害者であることが確認された場合、給付の対象となる。

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者（以下「難病患者等」という。）

(2) 障害児（法第4条第2項）

児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

(3) 支給決定又は地域相談支援給付決定の対象となる障害者又は障害児であることの確認

市町村は、支給申請があった場合は、以下の証書類又は確認方法により、申請者又はその児童が給付の対象となる障害者又は障害児であるかどうかを確認する。

ア 身体障害者

身体障害者手帳

イ 知的障害者

① 療育手帳

② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

ウ 精神障害者

以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。

① 精神障害者保健福祉手帳

② 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類

④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等

エ 難病患者等

医師の診断書、特定疾患医療受給者証等

オ 障害児

① 障害者手帳

② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類

③ 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合は、市町村（市町村保健センターを含む。）が対象となる障害を有するか否かを確認するか、必要に応じて児童相談所等に意見を求めて確認する。障害の有無の確認にあたっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障害が想定され支援の必要性が認められればよいものとする。ただし、児童福祉法第4条第2項に規定する法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童の場合は、医師の診断書等が必要となる。

3 支給決定及び地域相談支援給付決定の流れ

(1) 支給決定及び地域相談支援給付決定の申請

障害福祉サービスの利用について介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の利用について地域相談支援給付費若

しくは特例地域相談支援給付費（以下「地域相談支援給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者は、市町村に対して支給申請を行う。

（２）サービス等利用計画案の提出依頼

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者に対して提出を依頼する。

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合には、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

（３）障害程度区分認定調査

障害程度区分の判定等のため、市町村の認定調査員が、申請のあった本人及び保護者等と面接をし、３障害共通の調査項目等について認定調査を行う（併せてサービスの利用意向聴取を行うことも可能。）。

（４）概況調査

認定調査に併せて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況等を調査する。

（５）医師意見書の聴取

市町村は、市町村審査会に障害程度区分に関する審査及び判定を依頼するに際し、申請に係る障害者の主治医等に対し、当該障害者の疾病、身体の障害内容、精神の状況、介護に関する所見など、医学的知見から意見（医師意見書）を求める（二次判定において、一次判定を補足する資料として使用する。）。

（６）一次判定（コンピュータ判定）

ア 市町村は認定調査の結果を国が作成配布した一次判定用ソフトウェアを導入したコンピュータに入力し、一次判定処理を行う（調査内容に不整合がある（警告コードが発生した）場合は、認定調査員に確認し、調査項目の整理を行う。）。

イ 医師意見書が届いたときは、認定調査票と医師意見書の共通項目の突合を行い、矛盾点は両者から聞き取り、整理を行う。

（７）市町村審査会での審査判定（二次判定）

ア 市町村は、一次判定結果、概況調査、特記事項及び医師意見書を揃え、市町村審査会に審査判定を依頼する。

イ 市町村審査会（合議体）は、一次判定結果、医師意見書及び特記事項の内容を踏まえ審査判定を行う。

ウ 審査判定に際し、市町村審査会が特に必要と認めた場合は、本人、その家族、医師、その他関係者に意見を求めることができる。

エ 市町村審査会は、審査判定結果を市町村へ通知する。

(8) 障害程度区分の認定

市町村は、市町村審査会の審査判定結果に基づき、障害程度区分の認定を行う。

(9) サービス利用意向の聴取

市町村は、障害程度区分の認定を行った申請者等の支給決定又は地域相談支援給付決定を行うため、申請者から介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付の申請に係るサービスの利用意向を聴取する。

(10) サービス等利用計画案の提出

市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた障害者等は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出する。

なお、市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた障害者等は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は指定特定相談支援事業者以外のサービス等利用計画案の提出を希望する場合には、指定特定相談支援事業者が作成する計画案に代えて当該事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を提出できる。

(11) 支給決定案又は地域相談支援給付決定案の作成

市町村は、障害程度区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案等を踏まえ、市町村が定める支給決定基準等に基づき、支給決定案又は地域相談支援給付決定案を作成する。

(12) 審査会の意見聴取

市町村は、作成した支給決定案又は地域相談支援給付決定案が当該市町村の定める支給決定基準等と乖離するときは、いわゆる「非定型の支給決定」等として市町村審査会に意見を求めることができる。

市町村審査会は、当該支給決定案又は地域相談支援給付決定案の内容や作成した理由等の妥当性を審査し、当該支給決定案又は地域相談支援給付決定案等について審査会の意見を市町村に報告する。

なお、市町村審査会は、意見を述べるに当たり、必要に応じて、関係機関や障害者、その家族、医師等の意見を聴くことができる。

(13) 支給決定又は地域相談支援給付決定

市町村は、支給決定又は地域相談支援給付決定の勘案事項、審査会の意見、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う。

(14) サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定に係る障害福祉サービス又は地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成する。

(15) 訓練等給付について

(5) から (8) までについては、訓練等給付の申請者には行わない。

(16) 同行援護について

ア 同行援護の利用を希望する障害者又は障害児の保護者が、(1) の支給決定の申請をした場合にあつては、市町村は(2) の障害程度区分認定調査を行う前に、同行援護アセスメント調査票による調査を行う。(支給決定の流れについては、図2を参照)

なお、同行援護アセスメント調査票のうち、「視力障害」については、障害程度区分の認定調査項目「6-1」と同様の取扱いとして差し支えない。

イ (5) の医師意見書の聴取及び(6) の一次判定(コンピュータ判定)については、身体介護を伴わない申請者の場合には行わないものとする。

なお、上記アの同行援護アセスメント調査票による調査において、当該調査項目中「夜盲」については、必要に応じて医師意見書を添付することとなるが、この医師意見書は、市町村審査会に障害程度区分に関する審査及び判定を依頼する際の医師意見書等により「夜盲」であることが確認できる場合については、省略して差し支えない。

ウ 身体介護を伴わない申請者の場合にあつても、市町村の判断により、(7) の市町村審査会での審査判定(二次判定)に準ずる形で同行援護アセスメント調査票の調査結果を用いて市町村審査会の意見を聴くこととしても差し支えない。

エ (8) の障害程度区分の認定は、身体介護を伴わない申請者には行わないものとする。

(17) 地域相談支援給付について

(5) から (8) までについては、地域相談支援給付の申請者には行わない。

4 介護給付、訓練等給付及び地域相談支援給付と障害程度区分の関係について

(1) 介護給付、訓練等給付及び地域相談支援給付の基本的な性格

介護給付は、障害に起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、居宅介護や施設における生活介護などが該当する。

訓練等給付は、障害者が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などが該当する。

地域相談支援給付は、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援であり、入所・入院中の障害者が退所・退院するための支援や地域で居宅において単身等で生活する者への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援などが該当する。

(2) 介護給付と障害程度区分

市町村は、介護給付の申請があった場合についてのみ、障害程度区分の認定を行う。

障害程度区分は、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表す区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つである。障害者に対する介護給付の支給決定は、障害程度区分の他、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項、サービス等利用計画案を加味して、サービスの種類や量について、個別に支給決定を行う。

(3) 訓練等給付の支給決定

訓練等給付は、できる限り障害者本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて正式の支給決定を行う。

したがって、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象となる。ただし、地域内のサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）に限り、待機期間のほか、訓練等給付に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考として用いる。

※ この訓練等給付に関連するスコアは、暫定支給決定の際に用いられる参考指標であり、障害程度区分ではない。

(4) 地域相談支援給付決定

地域相談支援給付費については、障害程度区分の認定は不要であるが、対象者の状

況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害程度区分認定調査の調査項目に係る調査を実施する。

なお、平成24年3月31日時点において、国庫補助事業である精神障害者地域移行・地域定着支援事業（実施主体：都道府県又は指定都市。民間団体への委託あり。）又は住宅入居等支援事業（居住サポート事業）（実施主体：市町村。民間団体への委託あり。）の支援対象となっている者は、平成24年4月からの個別給付への円滑な移行の観点から、地域相談支援給付決定に当たって当該調査を実施しないこととして差し支えない（精神障害者地域移行・地域定着支援事業の対象者については、地域相談支援給付決定を適切に行うため、個人情報保護に留意しつつ、対象者の状況について都道府県と情報共有を図ることが望ましい。）。

ただし、当該者についても、地域相談支援給付決定の更新時においては、当該調査を実施する。

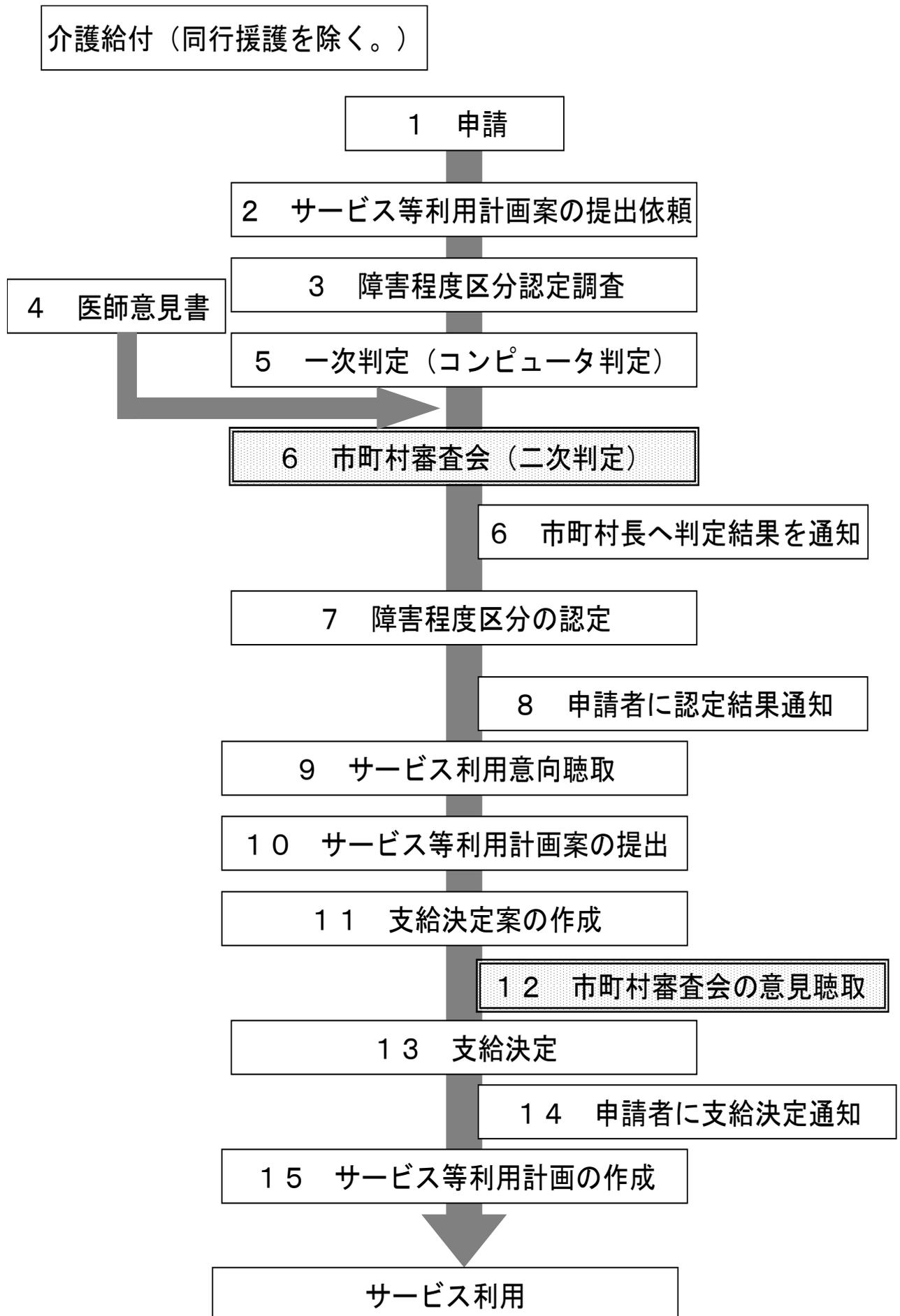


図1 介護給付に係る支給決定の流れと審査会の位置付け（同行援護を除く。）

同行援護

【身体介護を伴う場合】

【身体介護を伴わない場合】

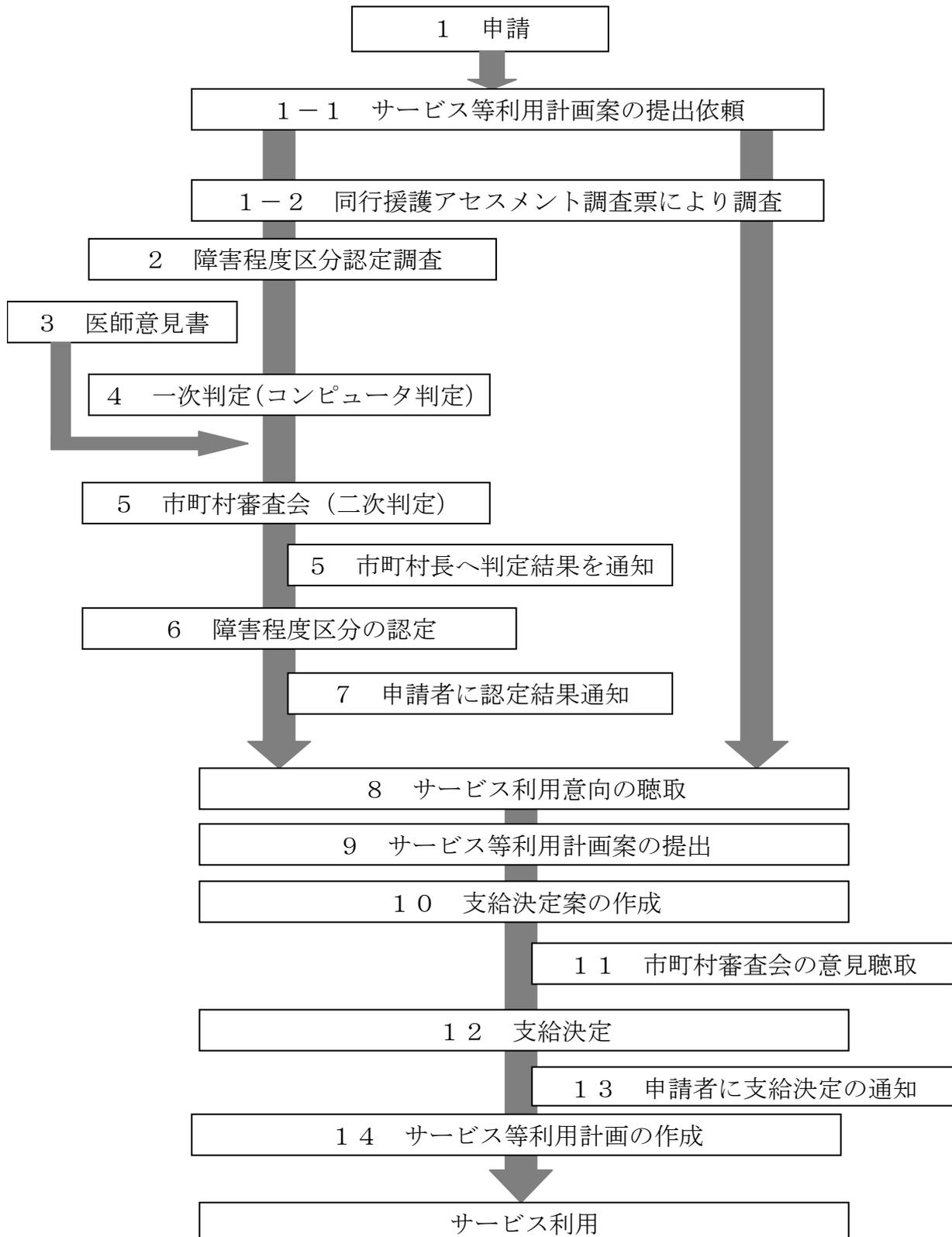


図2 同行援護に係る支給決定の流れと審査会の位置付け

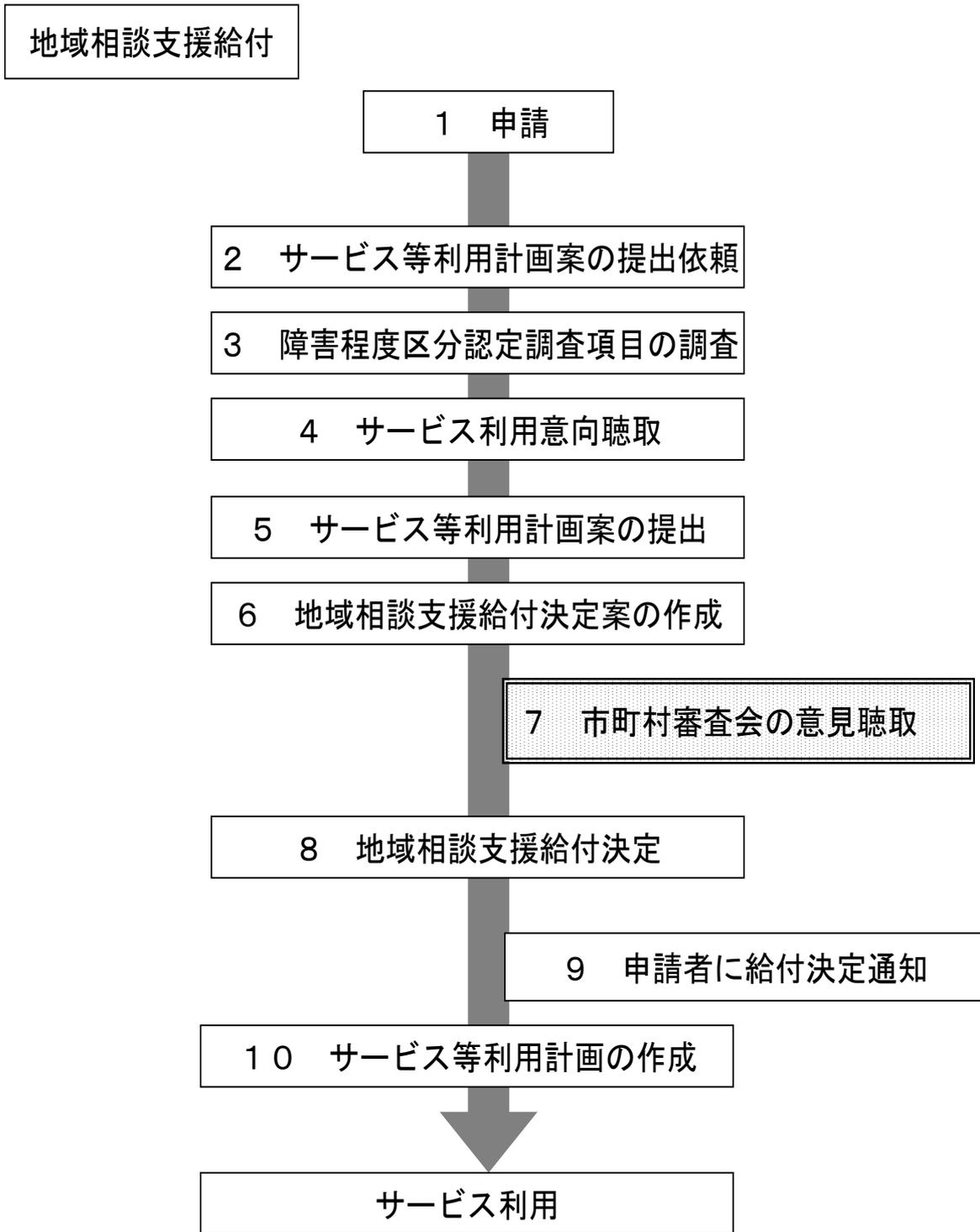


図3 地域相談支援給付決定の流れと審査会の位置付け

5 サービスの種類、内容及び対象者

障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び対象者の要件は、以下のとおりである。

- ※ 各サービスの対象者の障害程度区分等の要件は、施行規則、報酬告示等において定めている。
- ※ (1) から (10) までが介護給付、(11) から (17) までが訓練等給付、(18) 及び (19) が地域相談支援給付の対象サービス。

(1) 居宅介護

ア サービスの内容 (法第5条第2項)

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者

- ① 区分2以上に該当していること。
- ② 障害程度区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
 - (ア) 「歩行」 「3. できない」
 - (イ) 「移乗」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
 - (ウ) 「移動」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
 - (エ) 「排尿」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
 - (オ) 「排便」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(2) 重度訪問介護

ア サービスの内容 (法第5条第3項)

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

- ① 二肢以上に麻痺等があること。

- ② 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。

平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、

- ① 障害程度区分が区分3以上で、
② 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者については、当該者の障害程度区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。

なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。

- ① 100分の7.5 区分6に該当する者
② 100分の15 重度障害者等包括支援対象者

(3) 同行援護

ア サービスの内容（法第5条第4項）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

イ 対象者

【身体介護を伴わない場合】

- ① 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。（下表参照）

※ 身体介護を伴わない場合については、障害程度区分の認定を必要としないものとする。

【身体介護を伴う場合】

下記のいずれにも該当する者。

- ① 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。
② 区分2以上に該当するもの。
③ 障害程度区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。

- (ア) 「歩行」 「3. できない」
- (イ) 「移乗」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- (ウ) 「移動」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- (エ) 「排尿」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- (オ) 「排便」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(4) 行動援護

ア サービスの内容 (法第5条第5項)

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分3以上であつて、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上(障害児にあつてはこれに相当する心身の状態)である者(下表参照)

(5) 療養介護

ア サービスの内容 (法第5条第6項)

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であつて常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

イ 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であつて、障害程度区分が区分6の者
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であつて、障害程度区分が区分5以上の者

(6) 生活介護

ア サービスの内容 (法第5条第7項)

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設に

において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

イ 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ① 障害程度区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者
 - ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者
 - ③ 障害者支援施設に入所する者であって障害程度区分4（50歳以上の場合は障害程度区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
- ※ ③の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という。）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。
- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
 - ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
 - ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

（7）短期入所

ア サービスの内容（法第5条第8項）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

- ① 障害程度区分が区分1以上である障害者
- ② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に

該当する障害児

(8) 重度障害者等包括支援

ア サービスの内容（法第5条第9項）

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供する。

イ 対象者

障害程度区分が区分6（障害児にあつては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下のいずれかに該当する者

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

I 類型

- (1) 障害程度区分6の「重度訪問介護」対象者であつて
- (2) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
- (3) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (4) 認定調査項目「8 医療」において「レスピレーター装着あり」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

II 類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害程度区分6の「重度訪問介護」対象者であつて

- (3) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
- (4) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

Ⅲ類型

- (1) 障害程度区分6の「行動援護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定
- (3) 「行動援護項目得点」が「8点以上」と認定

(9) 共同生活介護

ア サービスの内容（法第5条第10項）

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分2以上に該当する障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

なお、身体障害者が共同生活介護を利用するに当たっては、

- ① 在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活介護の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること、
- ② 共同生活介護の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進など趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないことに留意されたい。

(10) 施設入所支援

ア サービスの内容（法第5条第11項）

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

イ 対象者

- ① 生活介護を受けている者であつて障害程度区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者

- ② 自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの
- ③ 生活介護を受けている者であって障害程度区分4（50歳以上の場合は障害程度区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
- ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者

※ ③又は④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

※ 障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。

(11) 自立訓練（機能訓練）

ア サービスの内容（法第5条第13項）

身体障害者又は難病患者等につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者又は難病患者等。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

(12) 自立訓練（生活訓練）

ア サービスの内容（法第5条第13項）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

(13) 宿泊型自立訓練

ア サービスの内容（法第5条第13項）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

上記（13）のイに掲げる者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者・精神障害者。

(14) 就労移行支援

ア サービスの内容（法第5条第14項）

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

- ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者
- ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者

(15) 就労継続支援A型

ア サービスの内容 (法第5条第15項)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65才未満の者(利用開始時65歳未満の者)。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

ウ 特例

(ア) 特例の考え方

法においては、障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大をめざしているところである。一方、障害者によっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる者も多いことから、就労継続支援事業A型においては、下記により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。

(イ) 要件

- ① 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。
- ② 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、利用定員の半数及び9人を超えることができないこと。
- ③ 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること(別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること)。

(16) 就労継続支援B型

ア サービスの内容（法第5条第15項）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような事が挙げられる。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業所が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者（平成27年3月31日まで）

※ ④の「協議会等からの意見を徴すること等」とは、協議会（就労部会）、市町村審査会、その他就労に関する知見を有する機関が参画する会議等において、市町村が就労系障害福祉サービスの利用に係る個別のケースごとの意見を徴することを言う。なお、当該会議については、各市町村の実情に応じて、既存の会議等を活用いただいて差し支えない。

当該会議においては、例えば以下のような資料を用いて個別の事案について検討するものとする。

- ・ 就労支援機関や相談機関などが行った既存のアセスメント結果
 - ・ 特別支援学校による進路指導や職場実習結果等の情報
- ⑤ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。

※ ⑤の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24

年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認めて差し支えない。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者

(17) 共同生活援助

ア サービスの内容（法第5条第16項）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分1以下に該当する障害者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、

- ① 在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること、
- ② 共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないことに留意されたい。

※ 障害程度区分2以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

(18) 地域移行支援

ア サービスの内容（法第5条第19項）

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

- ② 精神科病院に入院している精神障害者

※ 申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象。

※ 精神科病院には精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。

※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

(19) 地域定着支援

ア サービスの内容（法第5条第20項）

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

イ 対象者

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

※ 共同生活介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

※ 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票

調査項目等	0点			1点	2点	
本人独自の表現方法を用いた意思表示 (6-3-イ)	意思表示できる			時々、独自のの方法	常に独自のの方法	意思表示できない
言葉以外の手段を用いた説明理解 (6-4-イ)	説明を理解できる			時々、言葉以外のの方法	常に言葉以外のの方法	説明を理解できない
食べられないものを口に入れる (7-ツ)	ない	時々ある		ある (週1回以上)	毎日	
多動又は行動の停止 (7-ナ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
パニックや不安定な行動 (7-ニ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為 (7-ヌ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為 (7-ネ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
他人に抱きついたり、断りもなくものをもってくる (7-ノ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
環境の変化により突発的に通常と違う声を出す (7-ハ)	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	
突然走っていなくなるような突発的行動 (7-ヒ)	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	
過食・反すうなどの食事に関する行動 (7-フ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
てんかん発作 (医師意見書)	年1回以上 換算せず			月に1回以上	週1回以上	

同行援護のアセスメント調査票

	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通（日常生活に支障がない。）	2. 約1m離れた視力確認表の図は見るができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見るができるが、遠ざかると見ることができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の差明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。



II 支給申請

1 申請

介護給付費等の支給を受けようとする障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援給付費等の支給を受けようとする障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、援護の実施主体となる市町村に対し、支給申請をしなければならない。（法第20条第1項、第51条の5第1項）

(1) 申請者

障害者の場合は障害者本人、障害児の場合は保護者が申請者となる。

なお、児童福祉法第63条の2及び第63条の3の規定に基づき15歳以上18歳未満の児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合の申請及び精神保健福祉センターの意見等に基づき精神障害者である児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合の申請は、当該障害児が障害者とみなされることから、当該障害児本人が行う（法附則第2条、令附則第3条）。

※ 当該障害児が障害児を対象とするサービスについても併せて利用する場合は、当該サービスについても障害者とみなして扱う。

(2) 申請の代行

支給申請の代行は、障害者本人の支給申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば、誰であっても可能である。また、必ずしも書面により依頼されている必要はない。

委任状を求めるか、窓口でどのような対応をするか等については、基本的に市町村の判断と考えるが、障害者本人に実際の申請意思があるか否かについては、障害程度区分認定調査や勘案事項の聴き取り等による支給決定手続の過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

(3) 代理人による申請

障害者本人が、第三者に対して支給申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合には、当該第三者は、本人の「代理人」として支給申請が可能である。

代理の場合は、障害者本人から代理権を授与されていることが必要であるが、障害者本人の意思表示に基づく代理権授与であるかどうかについては、障害程度区分認定調査や勘案事項の聴き取り等による支給決定又は地域相談支援給付決定の手続きの過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

なお、知的障害者、精神障害者等で判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者については、成年後見人が障害者本人に代わって支給申請を行うことになる。

2 申請方法

申請者は、援護の実施者である市町村に対して、利用を希望する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに支給申請を行う。

(1) 申請の種類

ア 介護給付費

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 療養介護
- ⑥ 生活介護
- ⑦ 短期入所
- ⑧ 重度障害者等包括支援
- ⑨ 共同生活介護
- ⑩ 施設入所支援

イ 訓練等給付費

- ① 自立訓練（機能訓練）
- ② 自立訓練（生活訓練）
- ③ 宿泊型自立訓練
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 就労移行支援（養成施設）
- ⑥ 就労継続支援A型
- ⑦ 就労継続支援B型
- ⑧ 共同生活援助

ウ 地域相談支援給付費

- ① 地域移行支援
- ② 地域定着支援

(2) 申請に必要な書類

介護給付費等の支給決定又は地域相談支援給付費等の地域相談支援給付費決定の申

請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）及びイの添付書類を、市町村に提出しなければならない。

ア 支給申請書の記載事項（則第7条第1項、則第34条の31第1項）

- ① 申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
 - ② 申請に係る障害者等が障害児の場合は、障害児の氏名、生年月日及び保護者との続柄（地域相談支援給付決定の申請の場合を除く。）
 - ③ 申請に係る障害者等の介護給付費等及び地域相談支援給付費等の受給の状況
 - ④ 申請に係る障害児が現に障害児通所支援又は指定入所支援を利用している場合には、その利用状況（地域相談支援給付決定の申請の場合を除く。）
 - ⑤ 申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第8条第1項に規定する居宅サービスのうち、同条第2項に規定する訪問介護、同条第7項に規定する通所介護及び同条第9項に規定する短期入所生活介護に限る。）を利用している場合には、その利用状況（地域相談支援給付決定の申請の場合を除く。）
 - ⑥ 申請に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の具体的内容
 - ⑦ 主治医があるときは主治医の氏名並びに医療機関の名称及び所在地
- ※ ①～⑦は省令に定める必須記載事項であり、様式例では、その他市町村が申請時に把握しておくことが望ましいと考えられる事項を追加している。（その他様式についても同様）

イ 支給申請書に添付する書類（則第7条第2項、則第34条の31第2項）

- ① 負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類（地域相談支援給付決定の申請の場合を除く。）
- ② 現に支給決定を受けている場合には障害福祉サービス受給者証、地域相談支援給付決定を受けている場合には地域相談支援受給者証
- ③ 介護給付費の支給申請にあつては医師の診断書

(3) 支給申請書の記載方法（様式例に基づく）

ア 申請者欄

申請者の氏名、居住地、生年月日及び電話番号を記載する。

なお、居住地は、申請者の居住地又は現在地（援護の実施者を決定する上で、その判断基準となる障害者の居住地又は現在地と同一）の住所を記載する。

※ 特定施設に入所又は入居することにより当該施設の所在地に住民票を異動し、居住地特例の適用を受けている場合は、当該特定施設の所在地を記載する。

※ 「申請者」とは、障害者にあつては利用者本人のことである。したがって、申請が代理人又は代行者により行われる場合には、利用者本人が「申請者」となる。ただし、申請が障害児の保護者により行われる場合には、障害児本人ではなく、当該保護者が「申請者」となる。

イ 支給申請に係る障害児欄

障害児の保護者が申請を行った場合、当該支給申請に係る障害児の氏名、生年月日及び保護者との続柄を記載する。

ウ 障害者手帳番号欄

申請に係る障害者等が障害者手帳を所持している場合は、該当する障害者手帳の欄にその手帳番号を記載する。

エ 医療保険の情報欄

申請に係るサービスの種類が療養介護である場合は、申請者の加入する医療保険の被保険者証の記号及び番号並びに保険者名及び保険者番号を記載する。（支給決定に際し、療養介護医療受給者証に当該情報を記載する。）

オ 障害基礎年金1級の受給の有無

申請に係るサービスの種類が就労継続支援B型である場合は、障害基礎年金1級の受給の有無を記載する。（支給決定に際し、障害基礎年金1級受給者については、その旨を受給者証に記載し、就労継続支援事業者が確認できるようにする。）

カ サービスの利用状況欄

申請書の記載事項とされている障害福祉サービス等の利用状況を記載する。

(ア) 障害福祉関係サービス

障害者にあつては、障害程度区分の認定の有無、「有」の場合は認定されている区分と認定の有効期間を記載する。また、現に障害福祉サービス、障害児通所支援、指定入所支援、地域相談支援その他市町村が必要と認める種類の障害福祉関係サービスを利用している場合は、その種類、内容、支給決定期間（利用期間）又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量（利用量）、事業者名等を記載する。

(イ) 介護保険サービス

介護保険の被保険者にあつては、介護保険の要介護認定の有無、認定を受けている場合は、その要介護度と認定の有効期間を記載する。また、現に介護保険サービスを利用している場合は、その種類、内容、利用量、事業者名等を記載する。

キ 申請するサービス欄

(ア) サービスの種類

利用を希望するサービスの種類を選択チェックする。

※ 支給申請及び決定は、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに行うこととしているが、複数のサービスを同時に利用開始しようとする場合には、1通の申請書で複数のサービスを申請しても差し支えないので、その場合は希望する複数のサービスを選択する。

※ 障害者支援施設への入所については、施設入所支援とその他の施設障害福祉サービスの支給申請を併せて行う。

(イ) 申請に係る具体的内容

利用を希望するサービスの種類及び区分ごとに、希望するサービスの内容、支給量等市町村が必要と認める具体的な内容を記載する。

※ 障害程度区分認定調査やサービス利用意向の聴取時に、必要に応じて詳細を聴き取ることとなるので、申請時には必ずしも厳密に記載されている必要はない。

ク 主治医欄

介護給付費に係るサービスの種類を希望する場合で当該障害者等に主治医があるとき又は地域移行支援を希望する場合で当該精神障害者が精神科病院に入院しているときは、主治医の氏名並びに医療機関名、その所在地及び電話番号を記載する。

ケ 申請する減免の種類欄

負担上限月額について各種減免措置を受けようとする場合は、該当する減免措置を選択チェックし、必要事項を記載する。

コ 申請書提出者欄

申請書の提出が障害者本人か本人以外（代理又は代行）か該当欄を選択チェックし、本人以外の場合は、当該代理人等の氏名、住所、電話番号及び申請者との関係を記載する。

※ 障害者本人の代理人等であることを証明する委任状等があれば、申請書とともに提出することが望ましい。

III 障害程度区分

法においては、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」を設けるとともに、その判定等の中立・公正な立場で専門的な観点から行うために、各市町村に市町村審査会を設置することとなっている。

市町村は、介護給付費に係る支給申請があったときは、市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、申請に係る障害者の障害程度区分の認定を行う（法第21条第1項、

令第10条)。

1 障害程度区分の開発の経緯

(1) 障害程度区分と要介護認定基準

平成16年度、障害者の介護ニーズを判定する指標に関する調査研究として、介護保険の要介護認定基準の有効性の評価を行ったところ、現行の要介護認定基準は、「介護給付」に相当するサービスの必要度を測定する上では、障害者においても有効と考えられた。ただし、障害者に対する支援は、機能訓練や生活訓練、就労支援等も重要であり、これらの支援の必要度の判定には「介護給付」に相当するサービスの判定に用いられるロジックとは別のロジックが必要と考えられた。

(2) 障害程度区分判定等試行事業

平成17年6月から全国60の市町村において、障害程度区分判定等試行事業を実施した。調査項目については、要介護認定調査項目(79項目)に加え、障害者の特性をよりきめ細かく把握できるよう、①多動やこだわりなど行動面に関する項目、②話がまとまらない、働きかけに応じず動かないでいるなど精神面に関する項目及び③調理や買い物ができるかどうかなど日常生活面に関する項目など27項目を追加した106項目で実施した。

試行事業では、約1800人の障害者が対象となり、その後、この試行事業で得られたデータの分析結果、さらに、有識者などから意見を聴いた上で、介護給付に関する障害程度区分基準が策定された。

2 障害程度区分の基準

(1) 障害程度区分の基本的考え方

障害程度区分は、透明で公平な支給決定を実現する観点から、以下の3点を基本的な考え方として開発された。

- ① 身体障害、知的障害、精神障害の特性を反映できるよう配慮しつつ、3障害共通の基準とすること。
- ② 調査者や判定者の主観によって左右されにくい客観的な基準とすること。
- ③ 判定プロセスと判定に当たっての考慮事項を明確化すること。

(2) 障害程度区分の基準

障害程度区分については、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号)により、以下のとおり定め

られている。

区分1	障害程度区分基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分2	障害程度区分基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分3	障害程度区分基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分4	障害程度区分基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分5	障害程度区分基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分6	障害程度区分基準時間が110分以上である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）

※ これに相当すると認められる状態とは、

- ① 障害程度区分基準時間は、上表の区分毎に定める時間の範囲である状態
- ② 障害程度区分基準時間は、①に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、①の状態に相当すると認められる状態
- ③ 障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、②の状態に相当すると認められる状態

なお、障害程度区分基準時間は、1日当たりの介護、家事援助等の支援に要する時間を一定の方法により推計したものであるが、これは障害程度区分認定のために設定された基準時間であり、実際の介護サービスに要している、又は要すると見込まれる時間とは一致しない。

（3）障害程度区分の判定プロセス

障害程度区分は、下記の図のように、大きく3つのプロセスを経て判定される。

【プロセス】

プロセスⅠ・・・79項目（要介護認定調査項目）に関する判定（一次判定）障害程度区分基準時間を算出

プロセスⅡ・・・IADLスコア及び行動障害スコア（※）による区分変更に関する判定（一次判定）

(※) 行動障害スコアは、プロセス I で非該当の場合のみ考慮

プロセス III・・・障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して行われる二次判定

【項目群】

- A項目群・・・障害程度区分基準時間の区分に関連する項目 79項目
 - B1項目群・・・調理や買い物ができるかどうかなどの IADL に関する項目 7項目
 - B2項目群・・・多動やこだわりなど行動障害に関する項目 9項目
 - C項目群・・・
 - ①話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなど精神面に関する項目 8項目
 - ②言語以外の手段を用いた説明理解などコミュニケーションに関する項目 2項目
 - ③文字の視覚的認識使用に関する項目 1項目
- 合計 111項目

介護給付における障害程度区分の判定ロジック

